

事 務 連 絡
建指第2119号
令和6年8月29日

一般社団法人 兵庫県電業協会 御中

兵庫県まちづくり部建築指導課長

「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に関する
パンフレットの送付について（依頼）

平素は本県の開発指導行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、太陽光発電施設の設置に関して必要な事項等を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年3月23日兵庫県条例第14号）」を制定し、これまで、県内に設置する、事業区域が5,000㎡以上の太陽光発電施設について、事業計画の届出により、地域環境との調和を図ってきたところです。

このたび、一部の太陽光発電施設で土砂災害等の事故が発生するなど、安全面への問題が顕在化してきたこと等の状況を踏まえ、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置について、許可制を導入する等の改正を行い、令和6年10月1日に施行します。

つきましては、本条例に関するパンフレットを送付させていただきますので、貴団体の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

○ 送付資料

- ・「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」のパンフレット

※パンフレットは、兵庫県HP（下記URL）でも公開しております。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>

【問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県まちづくり部建築指導課開発指導班

担当 竹内、大西

Mail : kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp

TEL : 078-362-3646 FAX : 078-362-4456